

## 第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」(案)に対するパブリックコメントの結果

(実施期間) 平成30年12月21日から平成31年1月21日まで

(意見提出者数及び意見件数) 3名(17件)

該当箇所	ご意見の要旨	市の考え方	対応
全体	<p>区長を経験し、多くの区民が参加できる活動にすることに苦慮した。多くの皆さんに活動に参加してもらう体制をどう構築していけば良いか、具体的な提案が必要。また、地域活動に若い内から参加できる仕組みづくりの提言があれば好ましいと思う。</p>	<p>人口減少、少子高齢化が進展する社会状況の中で、人財の養成並びに市民一人ひとりができることで主体的に地域活動へ参画できる仕組みの構築は非常に重要な課題と考えます。特にご意見のとおり、若い方が地域づくりに参画できる仕組みの構築が重要であると考えます。</p>	<p>計画案に反映し、26ページ、基本施策2の具体的施策(2)の①、1つ目の行動要領を、「区など自治会において、より多くの区民が地域課題解決に参画するとともに、より効率的・効果的な運営の仕組み(部制度)が構築できるよう支援します。」に文言を修正します。また同3つ目の行動要領について、「…情報の提供を行うとともに、…」以降を「情報の提供を行います。また、地域課題解決に向けた検討の場に、多くの市民、特に若い方も参加しやすいよう、ワークショップ実施の支援などを行います。」と文言を修正します。</p>
全体	<p>市民活動サポートセンターの設置場所・開設時間等を仮にでも明記すべき。また、行政と市民活動サポートセンターの関係を明示すべき。例えば市民活動サポートセンターのスタッフは市長任命な</p>	<p>市民活動サポートセンターは、市が要綱にて設置している施設です。現在、市民活動サポートセンターは、市が実施した「協働コーディネーター養成講座」の修了者の中から希望された方3名を市の非常勤職員として採用し、センターの運営を担っていま</p>	<p>「その他参考資料」として、45ページに「安曇野市市民活動サポートセンター設置要綱」を追加します。また、4ページの「本計画で取り扱う用語の説明」の「市</p>

	<p>のか、協働委員会が推薦した方を市長が委任するのか。市民活動団体の活動は主に平日夜間や休日を中心になると思うが、市民活動サポートセンターはそれに応えられる陣容をそろえられるのか、具体的に記載していただきたい。</p>	<p>す。しかし、センターの機能の十分な発揮には至らなかったことから、平成 31 (2019) 年度以降、センターの機能をさらに強化するため、センターを本庁舎へ移設し、当面は地域づくり課職員が中心となってセンターの基盤づくりに取り組みます。本計画案に定めた施策を推進する中で、将来的には市民活動サポートセンターを担いする協働コーディネートの資質をもつ人材の発掘・養成に取り組みます。</p>	<p>民活動サポートセンター」の説明欄のコメントに、「(※)「安曇野市市民活動サポートセンター設置要綱」を、45 ページに掲載しています。」という文言を追加します。</p>
<p>2 ページ 【前文】</p>	<p>自治基本条例は第 1 次「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」策定後に制定されており、第 2 次本計画との関係性がわからないため、本文中に説明を加えていただきたい。</p>	<p>平成 29 年 4 月に制定された安曇野市自治基本条例では、第 2 条 (条例の位置づけ)、第 2 項において、「市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。」と定めています。以上のことから、第 2 次本計画は安曇野市自治基本条例に則ったものであります。41 ページに「その他参考資料」として「安曇野市自治基本条例」の条文を掲載しています。</p>	<p>6 ページの「2 第 2 次協働推進計画の位置づけ」の図では、本計画と安曇野市自治基本条例との関係を示していますが、それぞれの対象とする協働の領域を分けて図示します。</p>
<p>2 ページ 【前文】</p>	<p>前文に市議会に関する記述があるが、前文ではなく他の場所に記述すれば良いのではないかと。また、上位法である「地方自治法」に定められた「議会の権能に基づく役割」についてももう少しわかりやすく説明を加えてはどうか。</p>	<p>前文は、本計画の策定に携わる「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」の本計画に対する理念を示したものです。地方自治法に定められた役割に基づく協働のあり方が市議会にはあることを尊重するべきであるというその理念を示したものであり、これを尊重したいと考えます。</p>	<p>前文以外への市議会の記述については反映しませんが、「地方自治法」に定められた「議会の権能に基づく役割」については、6 ページの「2 第 2 次協働推進計画の位置づけ」の図の中で説明を追加します。</p>
<p>7 ページ、11 ページ 【第 2 章-1 市民アン</p>	<p>区への加入について、83 区それぞれの加入率は異なり、共通課題となっていない</p>	<p>ご意見のとおり、83 区それぞれで区加入率は異なります。しかし、高齢による役員負担や区に対する</p>	<p>計画案に反映し、7 ページの「市民アンケート調査の結果から見</p>

<p>ケート調査から見える協働のまちづくり推進の現状と課題（考察）】</p>	<p>ことを明記しなければ理解が得られない。</p>	<p>理解不足などの理由から、区から脱会を希望する世帯は増加傾向にあり、区脱会を含め、区未加入は各区の共通の課題となっています。</p>	<p>える協働のまちづくり推進の現状と主な課題（考察）」の③及び11ページの枠内③の考察について、「未加入者は約2割おり、」を「未加入者及び脱会を希望する方は合わせて約2割おり、」と、11ページの市民アンケート結果の考察の説明について、7行目の「19.4%の市民が未加入となっています。」を「今後脱会したい」と考える市民が7.6%、また、現在未加入である方も合計11.8%ありました。区など自治会の加入状況は各区で異なりますが、区など自治会の意義等への理解促進は共通の課題であると考えられます。」と文言を修正します。</p>
<p>11ページ、13ページ【市区長会の動き】</p>	<p>市区長会にて「区マニュアル」「コミュニティ・マニュアル」の策定は評価するが、周知が不十分。また、「部制度」で区長等役員負担が過重との課題は解決できるとは思わない。</p>	<p>「区マニュアル」「コミュニティ・マニュアル」の周知及び理解促進を支援するため、市では「協働のまちづくり出前講座」にて各マニュアルのメニューを設けています。また、各マニュアルについては、市区長会で毎年研修の機会を設けています。市区長会が推進している「部制度」は、各区がこれまでの区のあり方を見つめ直し、より多くの区民参加により、役員負担が過重など、それぞれの区で抱える課題を解決しながら、持続可能でより効率的・効果的</p>	<p>計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。</p>

		な区の運営の仕組みの構築を目指すものです。部制度の設置が目的化することなく、各区がその実態に応じて考え、実践していくものであり、また、そのプロセスこそが、各区の地域力向上には欠かせないと考えます。	
13 ページ 【地域の課題は地域で解決する】	「地域を考える研究集会」など、市区長会事業について、市区長会から市民向けの広報を期待する。	市区長会では市民向けの「安曇野市区長会だより」を平成 29 年度から年 1 回発行しています。市としても市区長会との連携の中で、区など自治会への理解促進支援に取り組みます。	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。
17 ページ 【実施体制】	実施体制の前段に、市への課題提起についてのルールを追加すべき。区に係る市への要望は仕組みがあるが、区に係るもの以外にも地域に係るもの、全市に係る課題があり、課題提起及び解決のルールが無い。	安曇野市では、市政への市民参画の仕組みの一つとして、「市長への提案」制度を設けています。計画案では、「市政への市民参画の一般的な方法」として、36 ページに掲載しています。	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。
17 ページ	第 2 次計画の 5 年後の目指す目標が無いように見える。例えば協働の認知度を何割改善する、市民活動サポートセンターの問い合わせ件数を何件まで増やすなど、目標値を示して欲しい。目標に基づいた計画でなければ P D C A 評価はできないのではないか。	本計画の各施策の取り組み状況等について、本計画の効果的な推進並びに点検・評価等を担う「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」に年数回報告し、第三者の視点で計画推進に向けた点検・評価等を行います。協働の推進は具体的な数値で計れないことから、本計画では数値目標は掲げていません。そのため、計画の評価に当たっては、施策の実施状況等の実績及びその成果等について評価をいただき、施策の推進に向けた改善点等についてご意見をいただいています。	計画案で目標値は示しませんが、16 ページの「1 第 2 次協働推進計画で重点的に取り組む事項」のコメントに「上記に重点的に取り組み、その成果を図る参考指標として、計画期間内に協働という言葉を認知または理解している市民の割合の向上を目指します。」と文言を追加します。なお、第 2 次本計画期間内には、平成 29 年度に実施した市民アンケート調査を基にした市民

			アンケート調査を実施し、その結果に基づいて計画全体の点検・評価等を行います。
17 ページ、40 ページ 【計画推進のP D C A サイクル】	計画推進のP D C Aサイクルについて、事業主体と市で計画のどのような内容を評価して計画・実行・評価・改善していくのか、具体的な数値等の計画が無ければ評価できない。	本計画の各施策の取り組み状況等について、本計画の効果的な推進並びに点検・評価等を担う「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」に年数回報告し、第三者の視点で計画推進に向けた点検・評価等を行います。協働の推進は具体的な数値で計れないことから、本計画では数値目標は掲げていません。そのため、計画の評価に当たっては、施策の実施状況等の実績及びその成果等について評価をいただき、施策の推進に向けた改善点等についてご意見をいただいています。	計画案で目標値は示しませんが、16 ページの「1 第2次協働推進計画で重点的に取り組む事項」のコメントに「上記に重点的に取り組み、その成果を図る参考指標として、計画期間内に協働という言葉を認知または理解している市民の割合の向上を目指します。」と文言を追加します。なお、第2次本計画期間内には、平成29年度に実施した市民アンケート調査を基にした市民アンケート調査を実施し、その結果に基づいて計画全体の点検・評価等を行います。
19 ページ、20 ページ	市民等が活動する際に頼りにできる「ヒト・モノ・カネ」について、具体的に何があるかを定義してはどうか。例えば、ヒトは「市民活動サポートセンターがマッチングする企業や団体を紹介」、モノは「市民活動サポートセンターが行政や企業・団体の資材や財産の提供・貸与等を紹介」、カネは「市・市民活動サポートセンターが行う助成・支援金等を一覧で	17 ページに、【実施体制1】に位置づく市民活動サポートセンターの役割として、「人財、もの、こと、資金、情報」をつなぐ役割（コーディネート）を担うことを示しています。ご意見をいただいた、「ヒト・モノ・カネ」などが何であるか、わかりやすい表現の工夫は必要かと考えますが、協働を担うあらゆる主体が協働に必要とする「人財、もの、こと、資金、情報」はそれぞれ異なるとともに、あらゆるもの、こと等が含まれることから、具体的に定義す	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。

	掲載」など。	ることは難しいと考えます。	
19 ページ、20 ページ	協働について、市民活動団体等で積極的に活動されている方と一般市民とのかい離が相当あるのではないかと懸念する。第2次計画は市民活動のすそ野を広げることが目的であるならば、市民への周知の徹底など第1次計画時以上に取り組む必要がある。先進的に活動されている市民や団体に、後継の人材等の発掘を支援していただけるような好循環の仕組みづくりも必要ではないか。	市民一人ひとりが出来る範囲で自分のできごとに取り組み、出来ないことをお互いで補い合うことが協働のまちづくり推進の原点であると考えます。市民アンケートの結果、「協働」という言葉の認知度は低い結果でしたが、協働という意識は無くても、実際には協働による活動をされている方は多くいらっしゃると思います。そのため、市民の身近な協働について周知するなど、協働の意識を高める機会の充実を図ることや、市民活動に参画しやすい機会の創出により行動を通じた意識づくりに取り組むなど、市民の主体的な活動の促進に取り組むことを基本方針1に決めました。また、後継者等の人財発掘は重要な課題であると考えます。このことから、基本方針2では人財情報の収集(30ページ)を掲げるとともに、基本方針3では、計画に掲げたあらゆる機会を通じて人財発掘を行うことを、イラスト(31ページ)のコメントで示しました。	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。
20 ページ、39 ページ	市民活動に関して、市民や参加者が行う権利と義務を明確にしてはどうか。例えば、市民・市民活動団体は、義務として「市民活動サポートセンターの登録を行う」、権利として「市民活動サポートセンターから情報の提供を受ける」など。また関係図をもう少しわかり易く図示されると良い。	市民活動は市民の自由な発想のもと、自主的、主体的に行われる活動であり、また、行政サービスを受ける権利は、市民に等しく与えられるものと考えます。また、安曇野市自治基本条例では市民の権利については第6条第1項から3項にて、市政に参画する権利、市議会及び市が保有する情報を知る権利、行政サービスを受ける権利を、市民の責務については第7条第1項、2項にて、市民は自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するもの	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。

		<p>とすること、市政参画に当たっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるよう定めています。さらに、第 16 条において、市民参画を促進するために市は積極的な情報提供に努めることを定めています。ご意見については、本条例の規定に定められていることから、本計画案では、特別に表記しておりません。また、関係図においても表記しておりません。</p>	
<p>25 ページ 【基本方針 1 - 基本施策 1 - 具体的施策 (1)】</p>	<p>具体的施策 (1) に示された行動要領では、市民一人ひとりがまちづくりの主役であることの意識を高めることはできない。市民が参加して行動できるような工夫を盛り込むべき。</p>	<p>市民一人ひとりがまちづくりの主役であることの意識を高めることは、協働のまちづくり推進の基盤であると考えます。そのため、都度、各施策の効果的な推進並びに点検・評価に取り組み、計画全体の推進状況や市民ニーズ等に応じて、多様な切り口から市民一人ひとりがまちづくりの主役としての意識を高められるよう、内容等を工夫して実施します。</p>	<p>25 ページ、女性のイラストのコメントの 1 行目「…という意識を高め…」以降を、「…という意識を高めたり、活動が円滑に進むような支援を通じて、市民一人ひとりの主体的な活動を促進します。」と文言を修正します。また、具体的施策 (1) の①を「市民一人ひとりがまちづくりの主役であることの意識を高めるとともに、協働に対する理解を深める研修会、講演会、講座などを開催します。」から「市民一人ひとりが協働を理解し、まちづくりの主役であることの意識を高め、行動につなげる契機とする機会として、協働に関する研修会、講演会、講座などを開催します。」に文言を修正しま</p>

			す。
27 ページ 【基本方針1-基本施策3-具体的施策(3)】	身近な区から課題を解決していくことが大切である。行動要領に記載の施策だけでは具体的な活動ができる支援とは言えない。区役員は数年で交代してしまうため、「部制度」にて課題を出し合えるような仕組みの構築を支援してもらわなければ具体的な行動にならない。	「部制度」は、市区長会並びに各区が主体で取り組んでいる、区民総参加の課題解決及び区内の各種団体等の連携・協働による効率・効果的な運営の仕組みです。市は市区長会と連携し、各区でそれぞれ異なる現状、課題、ニーズ等の把握に努め、各区における課題解決の取り組みが推進できるよう、各区の取り組みに応じた支援を行うことが役割であると考えます。	27 ページ、基本施策3の具体的施策(3)の行動要領を、「市区長会と連携し、「部制度」による各区の区民総参加の仕組みを情報収集・提供するなど、各区の実態に合った仕組みの構築を支援します。」に文言を修正します。
30 ページ 【基本方針2-基本施策2-具体的施策(1)】 情報共有するための仕組みについて	市、市民活動サポートセンターのホームページ、市広報誌、くるりん通信、自治会の回覧板等のメディアで網羅できない方に対し、5年間の間に対策を検討していただきたい。情報の更新頻度を高めて盛り上がりを感じる取り組みに期待している。	協働のまちづくりを推進するに当たり、市民が必要とする情報が得られる仕組みの構築が重要であると考えます。このことから、基本方針2の基本施策2では、収集した情報を一元化し、共有する仕組み、また、情報を必要とする方に必要な情報が届くよう、様々な媒体等を活用した効果的な情報発信の仕組みを掲げました。	計画案には反映しませんが、計画推進へのご提案として参考にさせていただきます。
40 ページ 【第2次協働推進計画推進に係るPDCAサイクル】	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」によるPDCAは良いが、1年に1回ではなくて、半年に1回程度行ってはどうか。	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」は、第1次の計画期間において、毎年度4回会議を開催し、毎回、その時点での進捗状況について報告し、評価及び計画推進に向けたご意見をいただいています。	40 ページの「第2次協働推進計画推進に係るPDCAサイクル」について、下段のコメントに、注釈として、「(※) 協働委員会における評価は、本計画の推進及び個別協働事業について、年度内に中間及び年度末評価を含め年数回行います。」を追加します。